

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
秋田県仙北市	1	保険者および本人の同意が得られれば、各疾患のガイドラインに則した生活改善指導の保健事業をかかりつけ医と連携を行わずに実施可能とする	過疎地在住の市民にもサービスを提供できるよう、オンラインでの保健事業を実施し、生活改善指導を行う。 オンラインで実施することで保健指導の介入情報のエビデンスを確保可能。 特定健診上、ハイリスクであるがかかりつけ医をもたない方や、生活改善指導を行っていない医療機関に通う方にも同様のサービスを提供する。	医療、保健サービスはオンラインにて提供し、物理的コストを下げ、災害や感染症等にも対応可能な体制を作り、持続可能なヘルスケア産業を構築する。さらに、本事業で医療費適正化を実現し、教育や農業など他分野の投資へつなげる。	保健事業実施にあたり、厚生労働省による「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」のガイドラインでは、かかりつけ医の連携を必要としている。しかし、実態においてはかかりつけ医を持たないハイリスク対象者への介入が行えないという課題がある。また、生活改善指導を行っていない医療機関から、保健事業参加への同意が得られないことが課題として挙げられている。	厚生労働省「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」のガイドライン	通院の有無に関わらず、保険者および本人の同意を得た上で、生活習慣病患者に重症化予防事業等のサービス提供できるよう、介入情報のエビデンス確保、および必要性に応じて適宜開示を行うことを条件として、かかりつけ医との連携を行わずに保健事業を実施可能とする。生活指導の内容においては各疾患のガイドラインに則した生活改善指導に限定する。	厚生労働省	糖尿病性腎症重症化予防プログラムは、保険者による糖尿病性腎症重症化予防の取組を推進するため、より質の高い取組となるよう、関係者との連携や取組内容等を示したものであり、効果的・効率的な事業を実施するための条件として、患者の診療を行っているかかりつけ医との連携を位置づけている。 なお、本プログラムは、保健事業の内容自体を規制するものではないため、各保険者の判断によりご提案の事業を行うことは可能である。
秋田県仙北市	3	ドローンの有人地帯での目視外飛行（レベル4）実現	機体周囲を遠隔監視可能なカメラ等を搭載したドローンによる第三者上空での自律航行及び目視外飛行	【物流分野】 ドローンによる自動配送が可能となる。 【農業分野】 ほ場の空撮、生育調査等による農地管理が可能となる。	無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。	航空法第132条、第132条の2、国土交通省「無人航空機（ドローン、ラジコン等）の飛行に関するQ & A」	中山間地において、飛行ルート内で人や構造物との接触のリスクが極めて低い条件下では、法改正後の機体登録・免許制度の適用外とし、ドローンに搭載したカメラによる遠隔監視のもとで第三者上空での自律航行及び目視外飛行を可能とするともに安全運行管理者を不要とする。	国土交通省	レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性を求めるとともに、万一不具合などが発生した場合に備え、あらゆる事態を想定した対策を講じることが重要と認識しており、今般の法改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に第三者の定義を含めて詳細な基準等を検討した上で施行されます。 また、中山間地の飛行がレベル3飛行であれば、レベル3飛行については技能証明を受けた操縦者が認証を受けた機体を飛行させる場合には、許可・承認の手続きを原則不要にするなど、規制を合理化し、利用者利便の向上を図ることとしております。
秋田県仙北市	5	携帯電話の電波利用によるドローンの自動航行	携帯電話の電波を利用し、広範囲でドローンによる物資輸送（農産物等）を行う。	運送業者のドライバー不足への対応。人件費の削減。 ドローンの自律航行で農産物の輸送ができ、農繁期の人手不足が解消される。	ドローンによる携帯電話の電波利用については、2016年より、実用化試験局制度が導入されているが、制度の利用は携帯電話事業者のみに限られており、配送事業者等は利用できない。	携帯電話の上空利用に関する実用化試験局制度（総務省）	簡易的な手続きによって、配送事業者等が、携帯電話の電波を利用してドローンを飛行させることができるようになる。	総務省	携帯電話等の端末の無線局免許は携帯電話事業者が免許人となって取得しており、携帯電話等をドローン等に搭載して利用する場合は通常の携帯電話端末の利用形態と異なるため、携帯電話等事業者の管理下で運用が行われる必要があります。 令和元年6月から情報通信審議会における技術的検討を経て、令和2年12月に、高度150m未満の空域において、地上の携帯電話ネットワークに影響を与えない一定の条件に合致する携帯電話等の端末については、一般の利用者が携帯電話事業者へ上空利用向けのプランに申し込みを行い、契約を締結することで、簡素化した手続きにより無人航空機において利用可能とする制度整備を行っております。 https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/uav/ 詳しくは、携帯電話事業者へお尋ねください。
秋田県仙北市	6	労働力シェアリングに係る個人事業主の役務提供における偽装請負の回避について	労働力シェアリングのアプリにより、旅行者が旅先で高齢農家の農作業を手伝うことにより報酬を受け取ることができ、それを旅行代金との相殺やアプリを通した支払い等により、旅先の観光消費に使用できる。 また、地域内の若者が高齢者宅の除雪作業の報酬を受け取ることで、地域内における高齢者と若者の交流を活発にするだけでなく、比較的余裕のある高齢世帯から若者世代に富の再分配を図る。 簡易かつ単発の農作業や除雪作業の有償化を可能にし、過疎地における労働力の融通を図る。 なお、本提案では、本事業の労働力シェアリングアプリのサービス事業者が、サービス開始当初、組織的基盤が弱いため、請負契約のマッチングからスタートしていることを想定している。	労働力シェアリングに係る個人事業主の役務提供は、単なる役務提供だけが目的ではなく、旅先での旅行者と高齢農家の交流や、地域コミュニティにおける高齢者と若者の交流を目的とする観点から、依頼者と受託者等の関係者による綿密な意思疎通の下で協働することが不可欠となる。現行法制下では意思疎通や協働の内容が依頼者から委託先の作業者等の直接的な指揮命令とみなされ、労働者派遣法が禁止する「偽装請負」に該当すると判断される可能性がある。そのため、「直接な作業指示」にあたらぬことを明確化することで、作業を通した高齢者と旅行者、域内若者との交流を促すことができる。	労働者派遣法では、「労働者派・遣」とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること・をいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約するものを含まないものとされ、「労働者派遣事業」とは、労働者派遣を業として行うことをいう。 労働者派遣法の適正な運用を確保するため、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示（以下「37号告示」という。）」により、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分を明らかにした上で、労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護を図っている。労働者派遣事業に該当するか否かについては、37号告示に基づき、実態に即して判断される。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第1号及び第3号労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示	労働力シェアリングに係る個人事業主における役務提供は、単なる役務提供だけが目的ではなく、旅先での旅行者と高齢農家の交流や、地域コミュニティにおける高齢者と若者の交流を目的としている。そのため、依頼者、受託者との直接的な意思疎通や協働が偽装請負と判断される「直接な作業指示」にあたらぬことを明確化する。	厚生労働省	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）では、「労働者派遣」とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約するものを含まないものとされています。 御提案されている事業において、実態としてアプリサービス提供事業者と雇用関係にないのであれば、労働者派遣に該当しないものと考えられます。
秋田県仙北市	7	労働力シェアリングに係る最低賃金法における最低賃金の減額の特例の都道府県労働局長への許可申請の免除	労働力シェアリングのアプリにより、旅行者が旅先で行う農作業への報酬を受け取り、それを旅行代金との相殺や旅先での観光消費に使用できる。 また、地域内の若者が高齢者宅の除雪作業の報酬をうけとることで、地域内における高齢者と若者の交流を活発にするだけでなく、比較的余裕のある高齢世帯から若者世代に富の再分配を図る。 簡易かつ単発の農作業や除雪作業の有償化を可能にし、過疎地における労働力の融通を図る。 なお、本提案では、本事業の労働力シェアリングアプリのサービス事業者が、サービス開始当初、組織的基盤が弱いため、雇用契約のマッチングからスタートしていることを想定している。	高齢農家の農繁期の農作業の手伝いや高齢者宅の除雪作業等の簡易かつ単発的な労働に対して、善意によるボランティアに頼ってきた。しかし、過疎が進む中、善意だけでは成り立たせるのが難しくなっている。最低賃金法に抵触せずにも多少なりとも報酬を払うことが可能になることで、過疎地における、旅行者の労働力の活用及び地域内労働力の融通の活発化などを図る。	高齢農家の農繁期の農作業の手伝いや高齢者宅の除雪作業等の簡易かつ単発的な労働に従事する者が、労働基準法9条で定義する労働者と見なされる場合、作業に対する報酬が最低賃金法に抵触する恐れがある。 法第7条第4項で、軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者は最低賃金の減額の特例が認められているが、その場合も施行規則第4条の許可申請が必要となる。	・労働基準法第9条 ・最低賃金法第4条及び7条 ・最低賃金法施行規則第3条、第4条及び5条	グリーンツーリズムやボランティアツーリズムなどを利用して、旅行者が旅先で行う農作業や、地域内若者の高齢者宅の除雪作業等については、施行規則第4条の最低賃金法の最低賃金の減額の特例の都道府県労働局長への許可申請書の届出を不要とする。	厚生労働省	最低賃金は、労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所を使用される者及び家事使用人を除く）の賃金の最低額を保障することにより、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正競争の確保に資することを目的としている。最低賃金の減額については、最低賃金法第7条各号で定めた事由に該当する場合についてのみ、労働能力等に応じた減額率について、都道府県労働局長が決定するものである。（減額特例） 減額特例は、労働者の労働能力等に応じて減額した賃金の最低額を決定し、保障するものであることから、使用者の申請に基づき、都道府県労働局長が、労働者の労働能力等について、許可基準に該当するかどうかの調査を行った上で、許可の可否を判断することが必要であり、減額特例の許可申請書の届出を省略することは困難である。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
秋田県仙北市	8	労働力シェアリングに係る高齢者宅の除雪作業の労災保険暫定任意適用事業の適用	労働力シェアリングのアプリにより、地域内の若者が高齢者宅の除雪作業等の報酬をうけとること、地域内における高齢者と若者の交流を活発にするだけでなく、比較的余裕のある高齢世帯から若者世帯に富の再分配を図る。 なお、本提案では、本事業の労働力シェアリングアプリのサービス事業者が、サービス開始当初、組織的基盤が弱いため、雇用契約のマッチングからスタートしていることを想定している。	自宅の除雪作業を依頼する高齢者が労働者災害補償保険法の当然適用事業とならず、労災保険の手続き対応が不要で行うことが可能となる。	失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第17条で規定する労災保険暫定任意適用事業以外は労災保険の適用事業となり、高齢者が自宅除雪作業を直接雇用で依頼する場合、依頼高齢者が労災保険の当然適用事業の事業主となり、手続き対応が必要となる。 なお、雇用5人未満の個人経営の農業は、労災保険暫定任意適用事業となる。	・労働者災害補償保険法 第3条第1項 ・失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第12条第1項 ・失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第17条	失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第17条の労災保険暫定任意適用事業に高齢者宅の除雪作業等の共助に係る事業を追加する。	厚生労働省	(提案内容が不明瞭であり) 対応不可；ご提案頂いている「労働力シェアリングのアプリにより高齢者宅の除雪作業等を行う地域内の若者」が、具体的にどのような者なのか明らかでないため、暫定任意適用事業に「高齢者宅の除雪作業等」を追加するべきかどうかにつき、お答えすることは難しいとご座す。 その上で、労災法第3条に基づき、労働者を使用する事業は原則強制的に労災保険適用事業となり、保険加入の手続きが必要となります。なお、労働者であるかどうかについては、「使用される」者であるか否か、その対償として「賃金」が支払われるか否か等によって判断されるものとなります。 他方で、お示しの暫定任意適用事業とは、本来労働者を使用している場合には強制的に労災保険適用事業となるはずであるところ、常時5人未満の労働者を利用する個人経営の農林、水産業の事業については、例外的に労災保険の加入を任意とするものです。そして、仮に、「高齢者宅の除雪作業等」について、暫定任意適用事業となつたとしても、当該作業に従事する労働者について、労災保険を加入させたいのであれば、暫定任意適用事業としての加入手続きが必要となります。
秋田県仙北市	9	労働力シェアリングに係る労働派遣法日雇い派遣原則禁止」の適用除外の緩和について	グリーンツーリズムやボランティアツーリズムなどを利用して、旅行者が旅先での農業作業や除雪作業に携わる場合は、日雇派遣の禁止の例外とする。 旅行者は、旅先での農業などで得た報酬を旅行代金の相殺や旅先での観光消費に利用できる。 なお、本提案では、本事業の労働力シェアリングアプリのサービス事業者が、サービス開始当初、組織的基盤が弱いため、請負契約や雇用契約のマッチングからスタートしたが、組織的基盤が育つたため、労働者派遣事業者となっていることを想定している。	農繁期の農業や冬季の除雪作業は、単発的な業務のため、旅行者に限り、日雇派遣の禁止の例外とすることで、旅先での農業や除雪作業等で得た報酬が旅行代金の相殺や旅先での観光消費に利用でき、滞在日数の延長や旅先での消費増加が期待できる。	日雇労働者(日々又は30日以内の雇用期間を定めて雇用する労働者)についての労働者派遣(いわゆる日雇派遣)は、以下の例外を除き禁止されています。 <禁止の例外> 1専門的な知識、技術又は経験が必要とする業務のうち、日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務 2雇用機会の確保が特に困難な労働者等(※)を派遣する場合 (※)次のいずれかに該当する者 ・60才以上の者 ・雇用保険の適用を受けない学生 ・副業として従事する者(生業収入が500万円以上の者に限る。) ・主たる生計者以外の者(世帯収入が500万円以上の者に限る。)	・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の4 ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令 第4条	グリーンツーリズムやボランティアツーリズムなどを利用して、旅先での農業や除雪作業に携わる旅行者は、法第35条の4の「雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合」として、日雇派遣の禁止の例外の場合とする。	厚生労働省	御指摘のような就業ニーズに関しては、労働者派遣ではなく直接雇用の形で対応することが可能です。 なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)では、「労働者派遣」とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとされ、②で御指摘されている事業において、実態として労働力シェアリング仲介者と雇用関係にないのであれば、労働者派遣には該当しないものと考えられます。 労働者派遣法において日雇労働者についての労働者派遣を行うことが禁止されている趣旨は、日雇派遣は、短期的雇用・就業形態であることから、派遣元・派遣先の双方で必要な雇用管理がなされず、労働災害の発生等の問題があるためであり、御指摘の理由で日雇派遣の禁止の例外を認めることは困難です。
秋田県仙北市	10	労働力シェアリングに係る労働派遣法「雇い派遣原則禁止」の適用除外の緩和について	地域内の若者が高齢者宅の除雪作業等に携わる場合は、日雇派遣の禁止の例外とする。報酬があることで、高齢者宅の除雪作業等の地域の公共福祉に資する労働に携わる若者が増え、過疎地における労働力の融通が図れる。 さらに、地域内における高齢者と若者の交流を活発にするだけでなく、比較的余裕のある高齢世帯から若者世代に富の再分配を図る。 なお、本提案では、本事業の労働力シェアリングアプリのサービス事業者が、サービス開始当初、組織的基盤が弱いため、請負契約や雇用契約のマッチングからスタートしたが、組織的基盤が育つたため、労働者派遣事業者となっていることを想定している。	近隣の助け合いに報酬を支払うことができ、地域内の高齢者と若者との間の労働力の融通が図られる。加えて、労働力の融通を通じた、地域内交流が活発となる。 また、比較的余裕がある高齢者世帯から、農業や除雪作業の手伝い等への報酬として、若者世帯への富の再分配が行われる。	日雇労働者(日々又は30日以内の雇用期間を定めて雇用する労働者)についての労働者派遣(いわゆる日雇派遣)は、以下の例外を除き禁止されています。 <禁止の例外> 1専門的な知識、技術又は経験が必要とする業務のうち、日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務 2雇用機会の確保が特に困難な労働者等(※)を派遣する場合 (※)次のいずれかに該当する者 ・60才以上の者 ・雇用保険の適用を受けない学生 ・副業として従事する者(生業収入が500万円以上の者に限る。) ・主たる生計者以外の者(世帯収入が500万円以上の者に限る。)	・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の4 ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令 第4条 ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則 第28条の3	地域内の若者が行う高齢者宅の除雪作業等の地域の公共福祉に資する労働に関しては、令第4条第2項第3号の厚生労働省令で定める額を500万円より低い額に緩和する。 特に地方の場合、生業収入が500万円は高収入である。金額を緩和することで、労働力シェアリングを通して労働力の融通に参加できる若者の裾野を広げることができる。	厚生労働省	御指摘のような就業ニーズに関しては、労働者派遣ではなく直接雇用の形で対応することが可能です。 なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)では、「労働者派遣」とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとされ、②で御指摘されている事業において、実態として労働力シェアリング仲介者と雇用関係にないのであれば、労働者派遣には該当しないものと考えられます。 労働者派遣法において日雇労働者についての労働者派遣を行うことが禁止されている趣旨は、日雇派遣は、短期的雇用・就業形態であることから、派遣元・派遣先の双方で必要な雇用管理がなされず、労働災害の発生等の問題があるためであり、御指摘の理由で日雇派遣の禁止の例外を認めることは困難です。